

新型コロナウイルス感染症 陽性者・濃厚接触者に係る対応の流れ

新型コロナウイルス感染症 陽性者（医療機関→保健所に発生届）

陽性と診断された方に対する調査

- 積極的疫学調査
 - ・接触者調査（同居家族等）
 - ・高齢者施設等への調査

濃厚接触者の特定等

就業制限・入院勧告

中等症以上

退院
(入院勧告解除)

退院
(勧告解除)
基準
OK

入院

軽症

宿泊療養施設 (ホテル)

発症日から10日経過かつ症状軽快後72時間経過するまで
(無症状の場合は検体採取日から7日経過するまで) ※ホテルで健康観察

自宅療養

発症日から10日経過かつ症状軽快後72時間経過するまで
(無症状の場合は検体採取日から7日経過するまで)
※解除の判断は保健所が行います。

or

濃厚接触者

【濃厚接触者とは】

- ・同居している家族等



自宅待機

濃厚接触者 健康観察

・陽性者の発症日（無症状は検体採取日）または消毒、マスク等の感染防止策を講じた日の遅い方から7日間の自宅待機

陰性

陽性

健康観察終了(7日間)

診療・検査医療機関

- 症状が出た場合は、
- ◆受診（事前に電話）
- ◆検査（PCR検査等）

PCR検査等

健康観察

- ・発症日から10日経過かつ症状軽快後72時間経過するまで
- ・無症状の場合は検体採取日から7日経過するまで
- ・保健師等による電話またはHER-SYS（スマホ）により、毎日健康観察を行います。 ※解除の判断は医師が行います。

療養期間終了
就業制限解除